

2 県民等環境意識調査の概要

(1) 調査の概要

調査の目的

地球温暖化対策など環境行政を巡る社会経済情勢が大きく変化していることから、県民、事業者及び市町等の環境に配慮した取組の実施状況や行政への要望など、環境保全に対する県民等の意識を調査し、今後の環境行政の方向性等を検討するための基礎資料として活用する。(愛媛県緊急雇用創出事業を活用して実施)

調査の種類

- ア 環境に関する県民意識調査
- イ 環境に関する事業者意識調査
- ウ 環境活動リーダーの環境意識調査
- エ 環境活動団体の環境意識調査
- オ 市町の環境行政の取組状況調査

調査の方法等

ア 調査地域 愛媛県全域

イ 調査対象及び回収数

	県民	事業者	リーダー	団体	市町
対象者の抽出方法	選挙人名簿から無作為抽出	会社年鑑等から業種、規模等を勘案して抽出	環境マイスター、地球温暖化防止活動推進員等	環境保全活動に取り組む県内のNPO法人等	県内の全市町
調査対象数	2,000	500	127	111	20
回収数 (回収率)	669 (33.5%)	283 (56.6%)	83 (65.4%)	60 (54.1%)	20 (100.0%)

ウ 調査方法 郵送配布、郵送回収(市町は、電子メール)

エ 調査時期 平成21年11月～平成22年1月

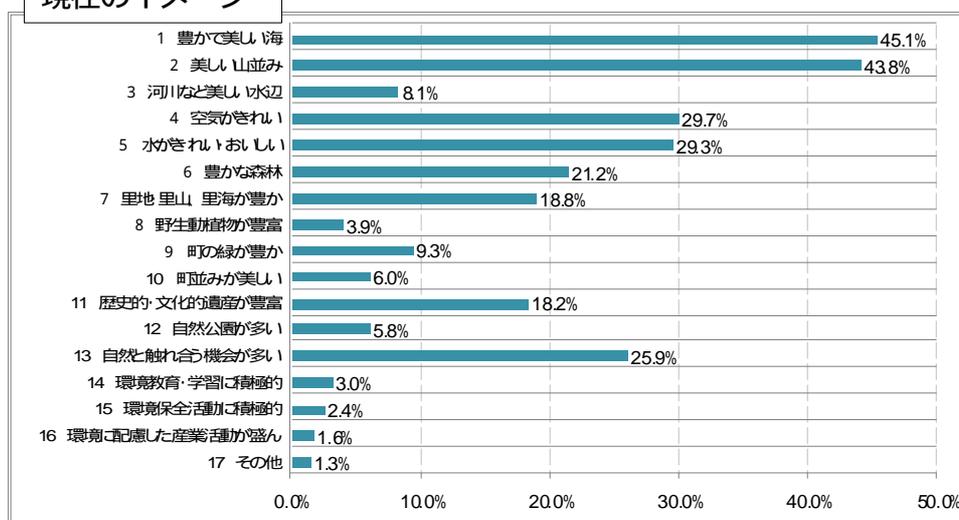
オ 調査実施機関 株式会社ウイン

(2) 調査結果の概要

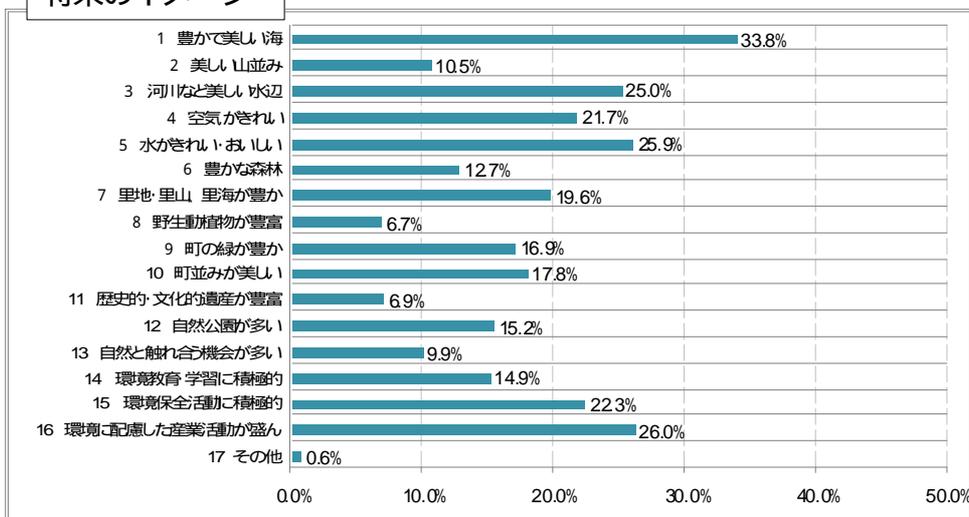
県民意識調査 愛媛県の環境のイメージ

項目	現在のイメージ		将来のイメージ	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
豊かで美しい海	302	45.1	226	33.8
美しい山並み	293	43.8	70	10.5
河川など美しい水辺	54	8.1	167	25.0
空気がきれい	199	29.7	145	21.7
水がきれい・おいしい	196	29.3	173	25.9
豊かな森林	142	21.2	85	12.7
里地・里山・里海が豊か	126	18.8	131	19.6
野生動植物が豊富	26	3.9	45	6.7
町の緑が豊か	62	9.3	113	16.9
町並みが美しい	40	6.0	119	17.8
歴史的・文化的遺産が豊富	122	18.2	46	6.9
自然公園が多い	39	5.8	102	15.2
自然と触れ合う機会が多い	173	25.9	66	9.9
環境教育・学習に積極的	20	3.0	100	14.9
環境保全活動に積極的	16	2.4	149	22.3
環境に配慮した産業活動が盛ん	11	1.6	174	26.0
その他	9	1.3	4	0.6
合計	1,830		1,915	
回答者数	669		669	

現在のイメージ



将来のイメージ

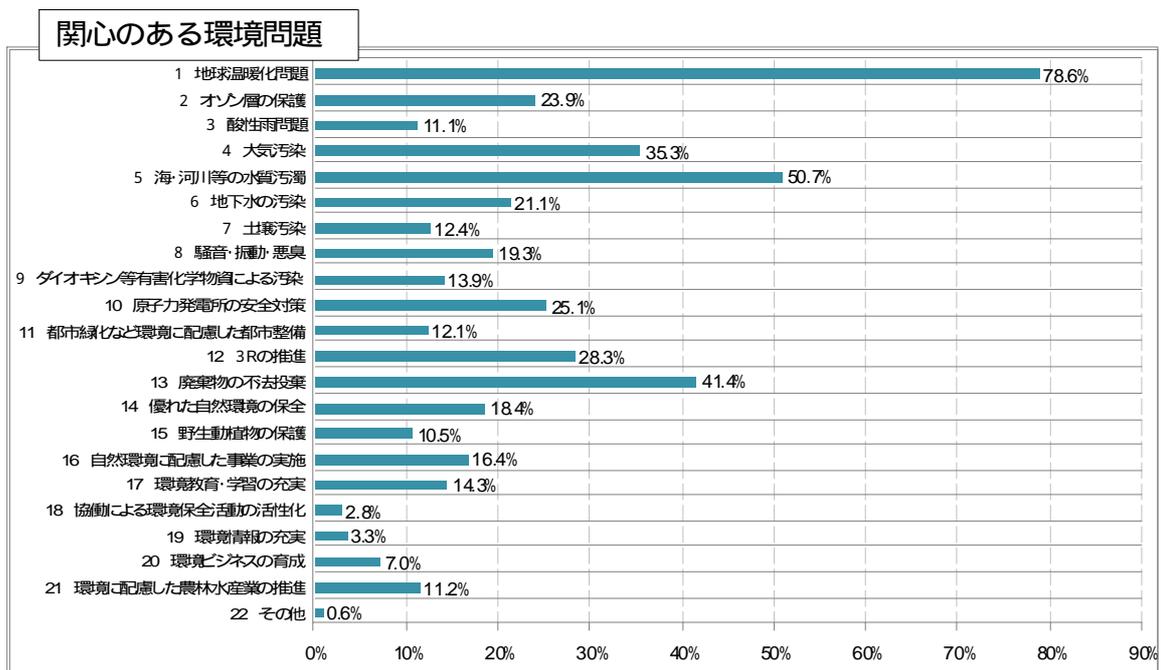
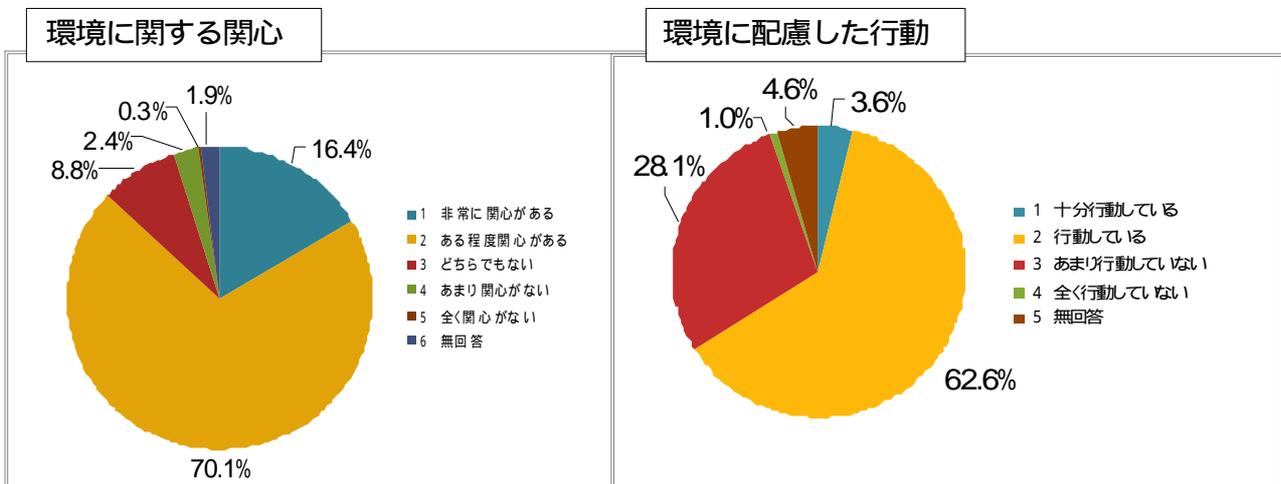


現在の愛媛の環境のイメージについては、「豊かで美しい海」と答えた人の割合が45.1%、「美しい山並み」が43.8%と他の項目に比べて割合が高くなっており、美しい海、山の自然環境に恵まれていると考えている人が多くなっています。一方、「河川など美しい水辺」(8.1%)、「野生動植物が豊富」(3.9%)については、そう考えている人の割合が低くなっています。

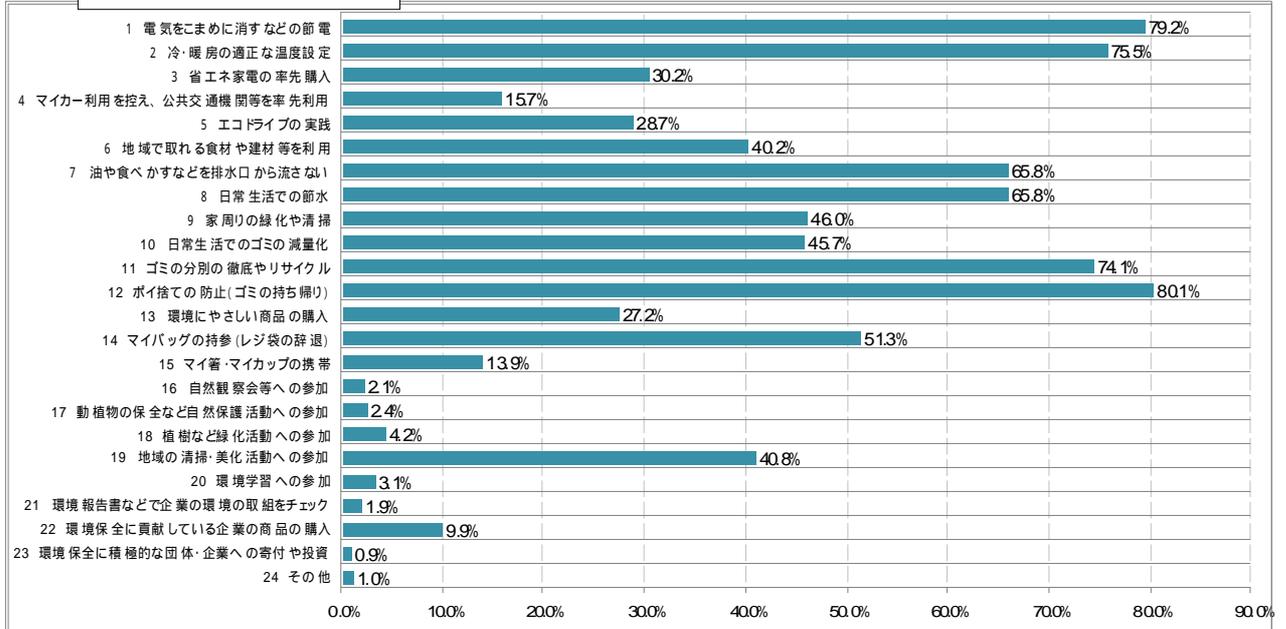
将来の愛媛の環境のイメージについては、「豊かで美しい海」と答えた人の割合が33.8%となるなど、現在のイメージと同様に、豊かな自然環境が維持されていることを望んでいることがうかがえます。

また、現在のイメージとの比較では、現在のイメージで3%以下の回答であった「環境に配慮した産業活動が盛ん」(1.6%)、「環境保全活動に積極的」(2.4%)、「環境教育・学習に積極的」(3.0%)が、将来のイメージでは、それぞれ26.0%、22.3%、14.9%と割合を大きく増加させており、県民は、環境に配慮した産業活動や環境保全活動、更に環境教育について、率先した取組がなされるとともに、自らも積極的に取り組んでいかなければならないと考えていることがうかがえます。

環境に関する関心及び行動



心掛けている行動



環境に関する関心は、「非常に関心がある」と答えた人の割合が16.4%、「ある程度関心がある」が70.1%となっており、85%以上の方が関心を持っています。一方、環境に配慮した行動については、「十分行動している」が3.6%、「行動している」が62.6%となっており、行動している人は、65%程度にとどまっており、環境に関心を持っているすべての人が環境に配慮した行動をしているわけではないことがうかがえます。

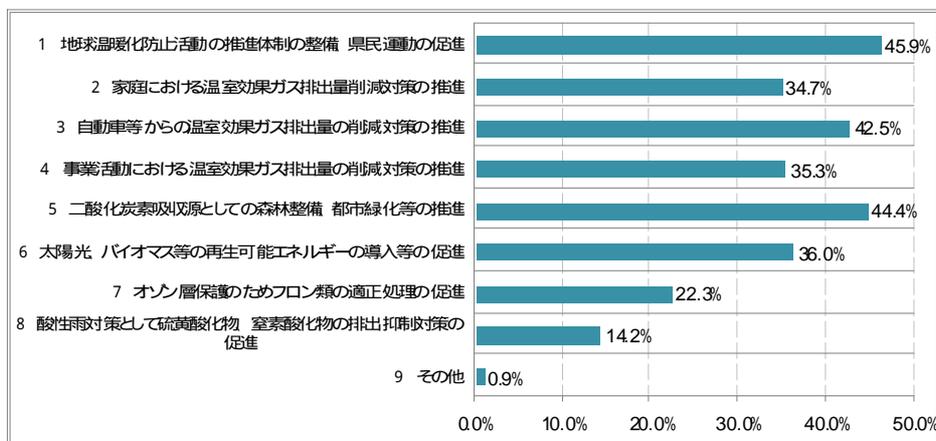
関心のある環境問題については、「地球温暖化問題」と答えた人の割合が78.6%と特に高くなっており、以下、「海・河川等の水質汚濁」(50.7%)、「廃棄物の不法投棄」(41.4%)、「大気汚染」(35.3%)の順となっています。

日常生活において心掛けている環境に配慮した行動については、「ボイ捨ての防止」と答えた人の割合が80.1%、「電気をこまめに消すなどの節電」が79.2%、「冷・暖房の適正な温度設定」が75.5%、「ゴミの分別の徹底やりサイクル」が74.1%となっており、他の項目に比べて割合が高くなっています。

環境分野ごとの取組

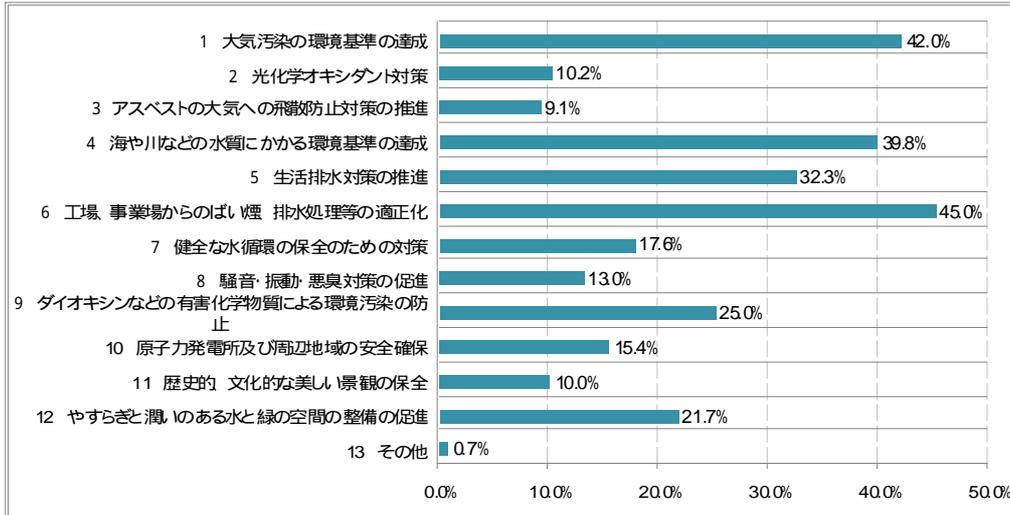
< 地球環境 >

地球環境の保全のための重要な取組については、「地球温暖化防止活動の推進体制の整備、県民運動の促進」と答えた人の割合が45.9%、「二酸化炭素吸収源としての森林整備、都市緑化等の推進」が44.4%、「自動車等からの温室効果ガス排出量の削減対策の推進」が42.5%となっており、地球温暖化防止のために県民総ぐるみで様々な取組を実施していくことが重要であると考えていることがうかがえます。



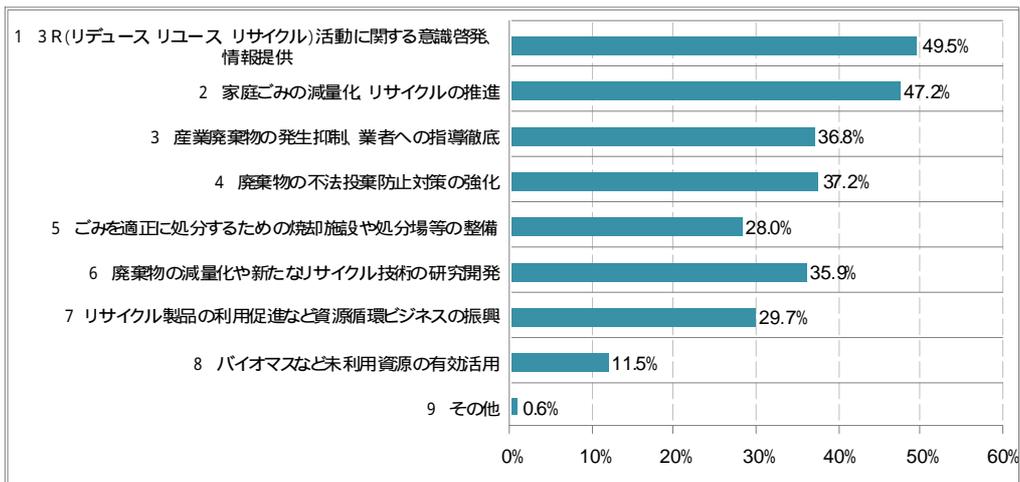
< 生活環境 >

生活環境の保全のための重要な取組については、「工場、事業場からのばい煙、排水処理等の適正化」と答えた人の割合が45.0%、「大気汚染の環境基準の達成」が42.0%、「海や川などの水質にかかる環境基準の達成」が39.8%、「生活排水対策の推進」が32.3%の順となっており、大気や水質の汚染防止対策が重要と考えている人が多くなっています。



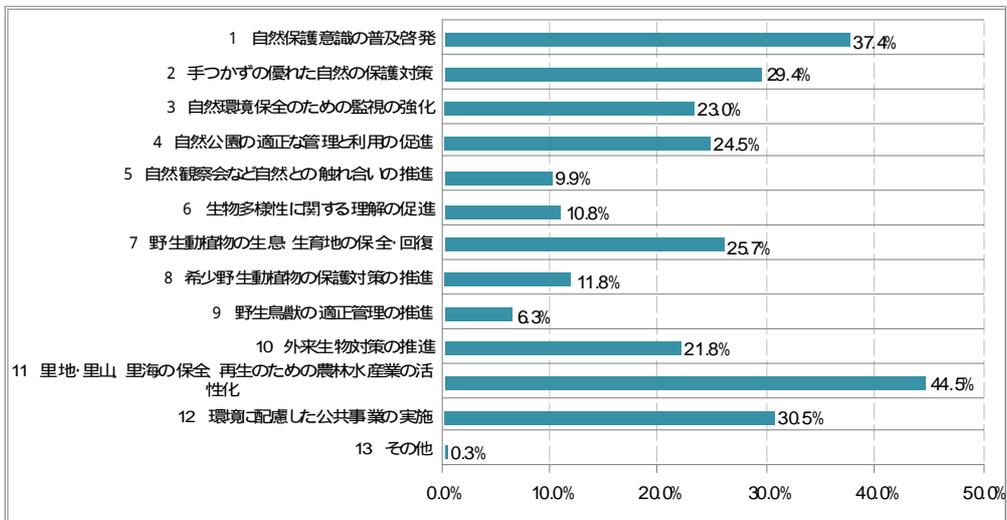
< 循環型社会 >

循環型社会の構築のための重要な取組については、「3R活動に関する意識啓発、情報提供」と答えた人の割合が49.5%、「家庭ごみの減量化、リサイクルの推進」が47.2%、「廃棄物の不法投棄防止対策の強化」が37.2%の順となっています。



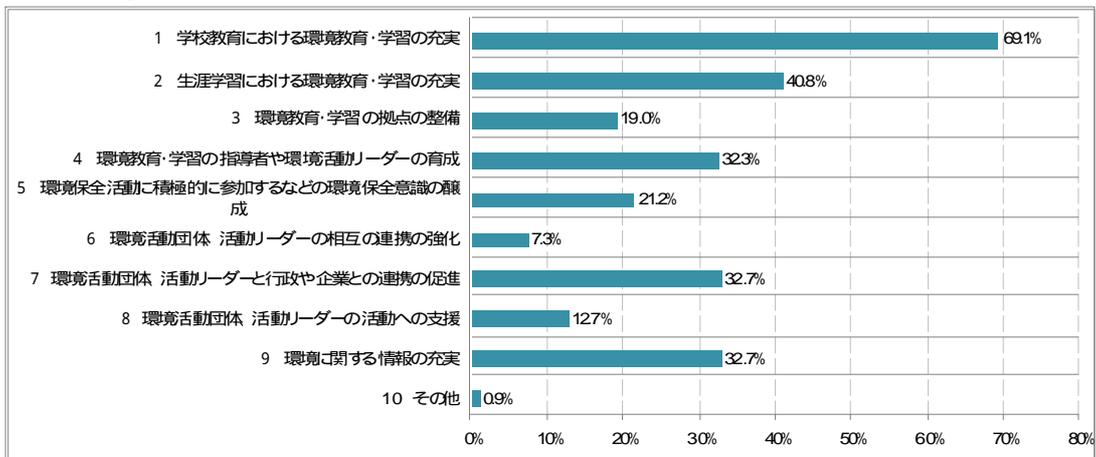
< 自然、生物多様性 >

自然環境及び生物多様性の保全のための重要な取組については、「里地・里山、里海の保全、再生のための農林水産業の活性化」と答えた人の割合が44.5%、「自然保護意識の普及啓発」が37.4%、「環境に配慮した公共事業の実施」が30.5%、「手つかずの優れた自然の保護対策」が29.4%の順となっています。



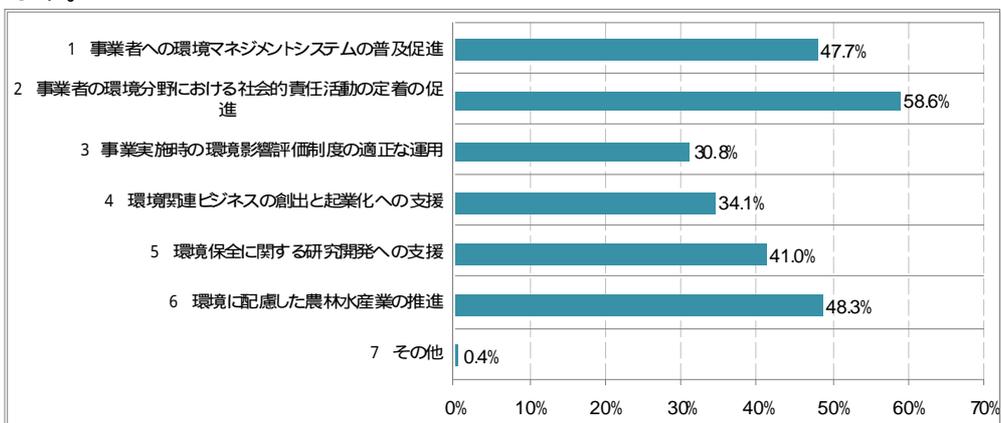
< 参加と協働 >

環境保全活動への参加と協働を促進するための重要な取組については、「学校教育における環境教育・学習の充実」と答えた人の割合が69.1%と特に高くなっており、以下、「生涯学習における環境教育・学習の充実」が40.8%、「環境活動団体、活動リーダーと行政や企業との連携の促進」と「環境に関する情報の充実」が32.7%、「環境教育・学習の指導者や環境活動リーダーの育成」が32.3%の順となっており、環境教育・学習の充実を重要と考えている人が多くなっています。



< 環境と経済 >

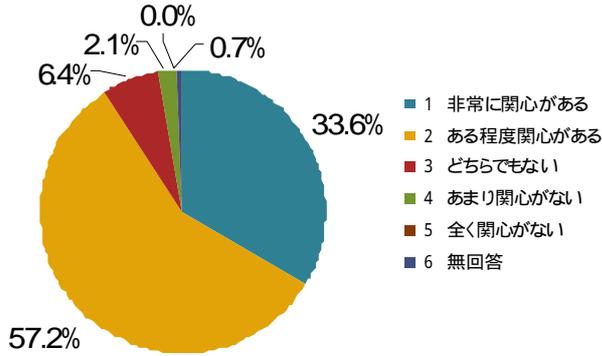
環境と経済の好循環する社会を創造するための重要な取組については、「事業者の環境分野における社会的責任活動の定着の促進」と答えた割合が58.6%、「環境に配慮した農林水産業の推進」が48.3%、「事業者への環境マネジメントシステムの普及促進」が47.7%の順となっています。



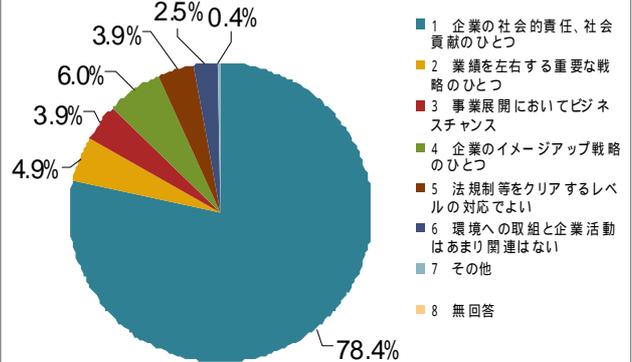
事業者意識調査

環境に関する関心及び行動

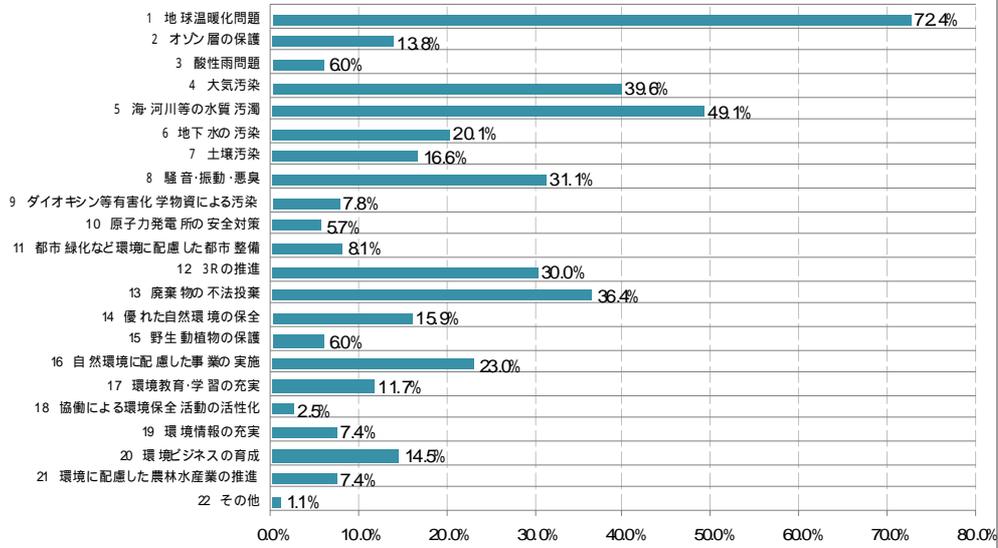
環境に関する関心



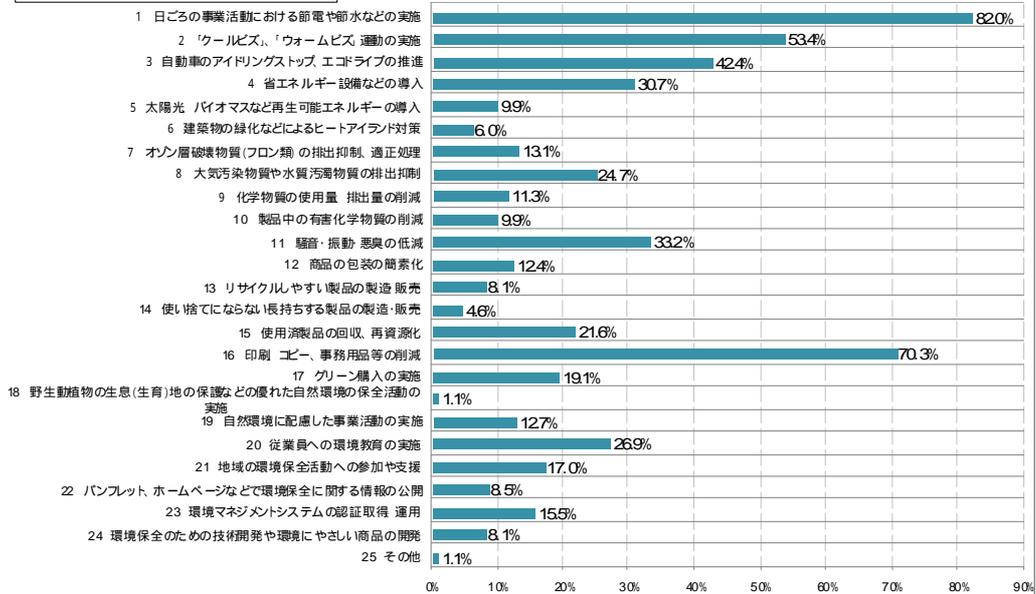
環境に関する取組状況等



関心のある環境問題



環境保全の取組

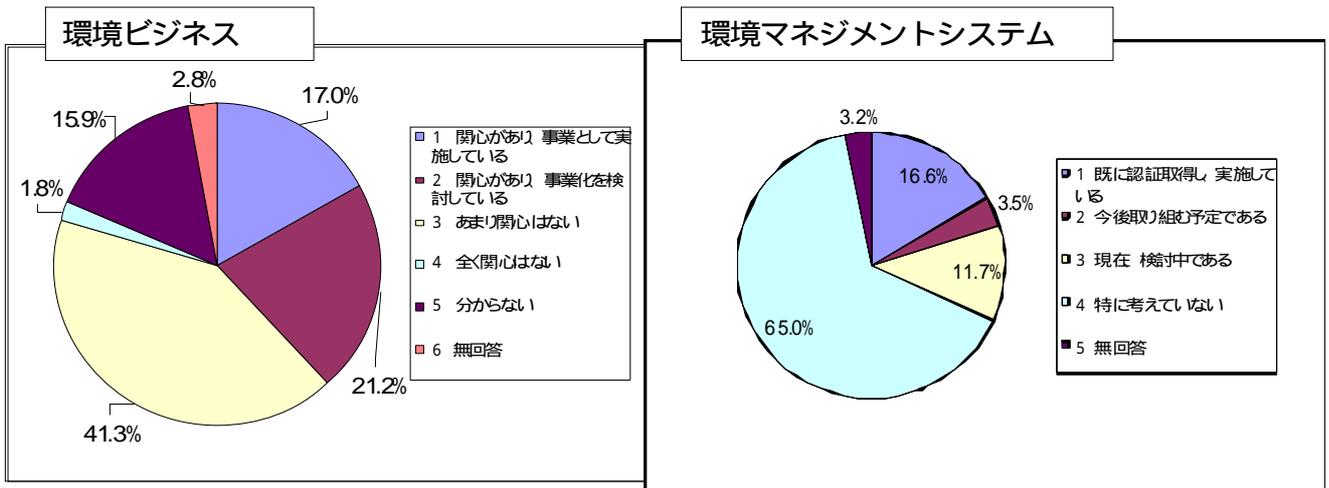


環境に対する関心については、「非常に関心がある」と答えた事業者の割合が 33.6%、「ある程度関心がある」が 57.2%となっており、90%以上の事業者は関心を持っています。

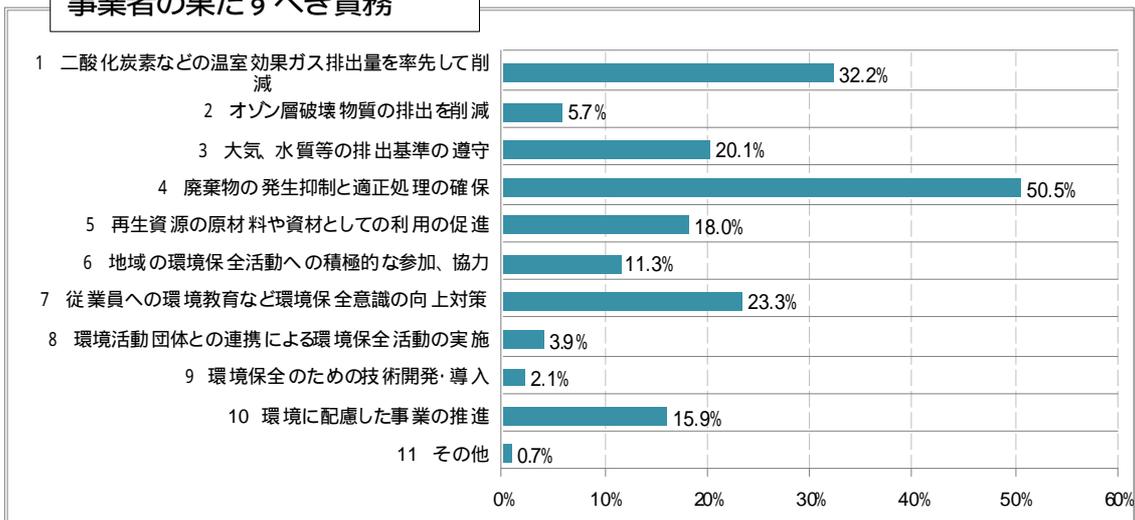
また、関心がある環境問題については、「地球温暖化問題」と答えた事業者の割合が 72.4%と特に高くなっています。

環境への取組と企業活動のあり方については、「企業の社会的責任、社会貢献のひとつ」と答えた事業者の割合が 78.4%となっており、約 8 割が環境に配慮した取組を企業の社会的責任等と考えていることがうかがえます。また、「業績を左右する重要な戦略のひとつ」(4.9%)、「事業展開においてビジネスチャンス」(3.9%)、「企業のイメージ戦略のひとつ」(6.0%)と答えた事業者を合わせると 14.8%となり、事業者の 15%程度が環境への取組を新たな戦略として考えていることがうかがえます。

環境ビジネス、環境マネジメントシステムの導入等



事業者の果たすべき責務



環境ビジネスについては、「あまり関心がない」と答えた割合が 41.3%、「分からない」が 15.9%となっており、環境ビジネスの関心はあまり高くなっていません。

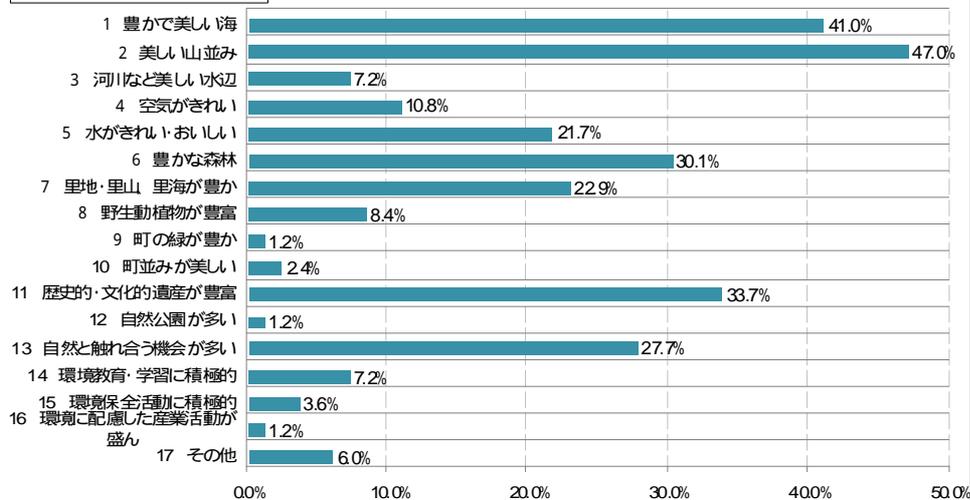
環境マネジメントシステムの導入については、16.6%は既に認証を取得しており、「今後取組予定である」(3.5%)及び「現在検討中」(11.7%)を合わせると、約 3 分の 1 の事業者においては、事業者が自自主的に環境マネジメントシステムの導入に向けて取組を進めています。

また、環境問題に関して事業者が果たすべき責務については、「廃棄物の発生抑制と適正処理の確保」と答えた割合が 50.5%と特に高く、続いて「二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を率先して削減」が 32.2%となっています。

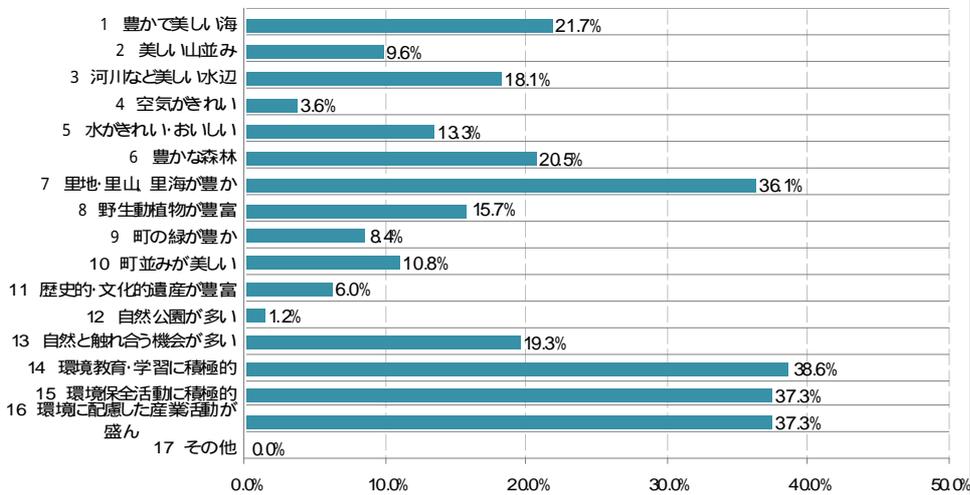
環境活動リーダー意識調査 愛媛県の環境のイメージ

項目	現在のイメージ		将来のイメージ	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
豊かで美しい海	34	41.0	18	21.7
美しい山並み	39	47.0	8	9.6
河川など美しい水辺	6	7.2	15	18.1
空気がきれい	9	10.8	3	3.6
水がきれい・おいしい	18	21.7	11	13.3
豊かな森林	25	30.1	17	20.5
里地・里山・里海が豊か	19	22.9	30	36.1
野生動植物が豊富	7	8.4	13	15.7
町の緑が豊か	1	1.2	7	8.4
町並みが美しい	2	2.4	9	10.8
歴史的・文化的遺産が豊富	28	33.7	5	6.0
自然公園が多い	1	1.2	1	1.2
自然と触れ合う機会が多い	23	27.7	16	19.3
環境教育・学習に積極的	6	7.2	32	38.6
環境保全活動に積極的	3	3.6	31	37.3
環境に配慮した産業活動が盛ん	1	1.2	31	37.3
その他	5	6.0	0	0.0
合計	227		247	
回答者数	83		83	

現在のイメージ



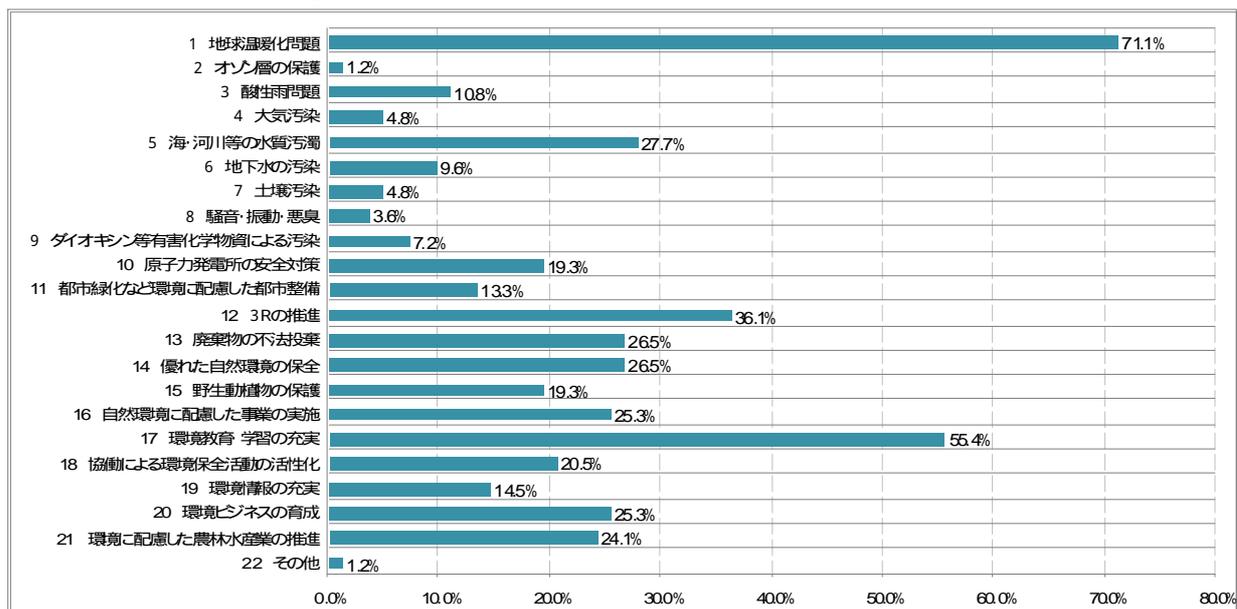
将来のイメージ



現在の愛媛の環境のイメージについては、県民意識調査と同様に、「豊かで美しい海（41.0%）」
 「美しい山並み」（47.0%）と答えた人の割合が高くなっています。

将来の愛媛の環境のイメージについては、「環境教育・学習に積極的」と答えた人の割合が
 38.6%、「環境保全活動に積極的」と「環境に配慮した産業活動が盛ん」が37.3%、「里地・里
 山、里海が豊か」が36.1%となっており、他の項目に比べて割合が高くなっています。

環境に関する関心

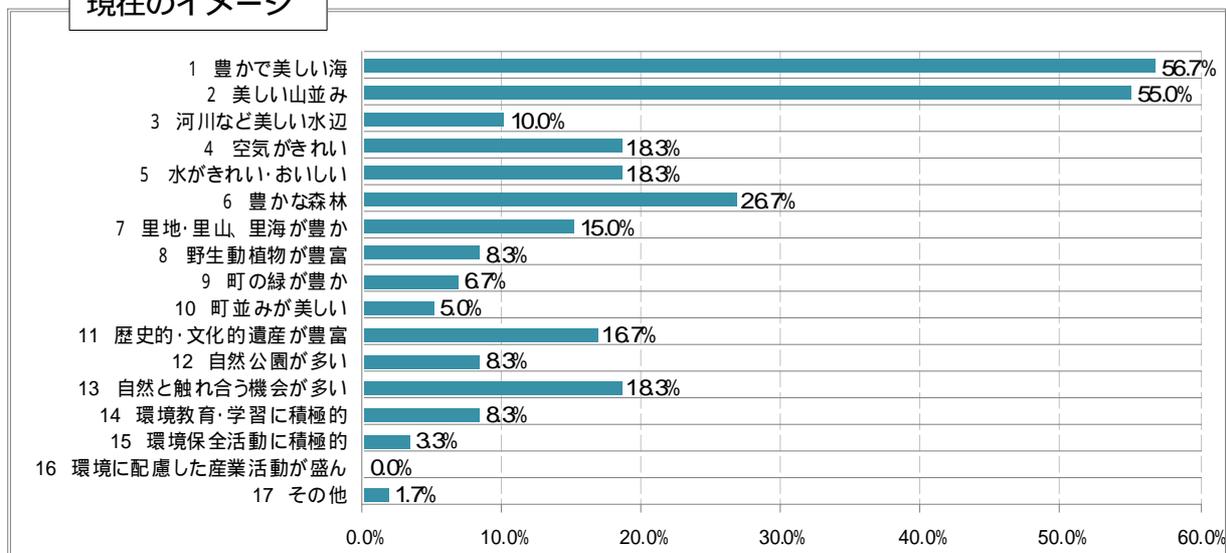


関心のある環境問題については、「地球温暖化問題」と答えた人の割合が71.1%と特に高く、
 続いて「環境教育・学習の充実」が55.4%、「3Rの推進」が36.1%の順となっています。

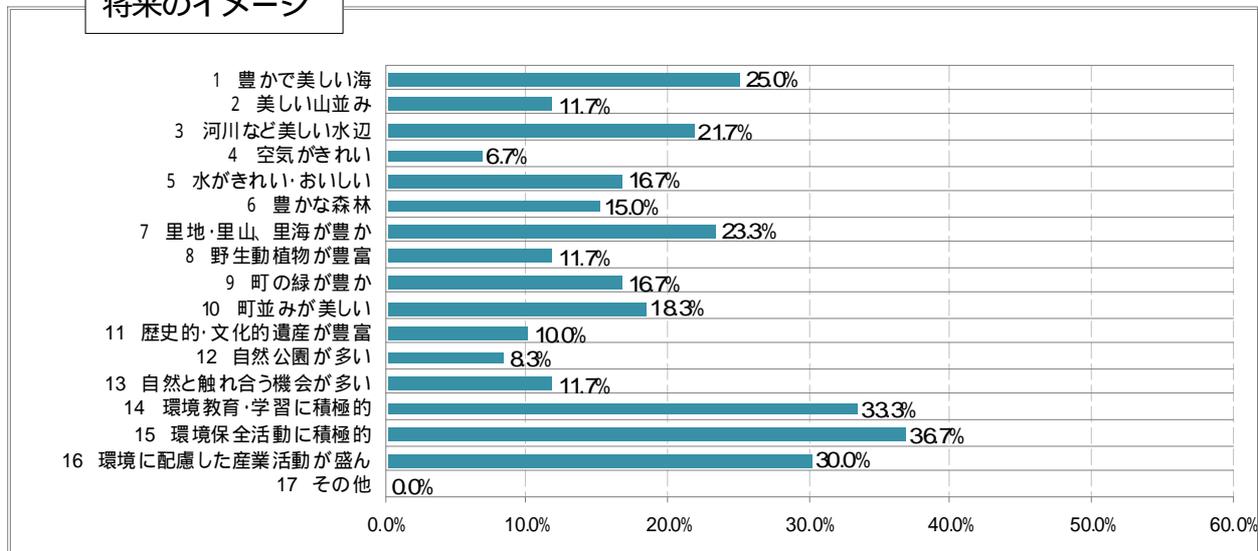
環境活動団体意識調査 愛媛県の環境のイメージ

項目	現在のイメージ		将来のイメージ	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
豊かで美しい海	34	56.7	15	25.0
美しい山並み	33	55.0	7	11.7
河川など美しい水辺	6	10.0	13	21.7
空気がきれい	11	18.3	4	6.7
水がきれい・おいしい	11	18.3	10	16.7
豊かな森林	16	26.7	9	15.0
里地・里山・里海が豊か	9	15.0	14	23.3
野生動植物が豊富	5	8.3	7	11.7
町の緑が豊か	4	6.7	10	16.7
町並みが美しい	3	5.0	11	18.3
歴史的・文化的遺産が豊富	10	16.7	6	10.0
自然公園が多い	5	8.3	5	8.3
自然と触れ合う機会が多い	11	18.3	7	11.7
環境教育・学習に積極的	5	8.3	20	33.3
環境保全活動に積極的	2	3.3	22	36.7
環境に配慮した産業活動が盛ん	0	0.0	18	30.0
その他	1	1.7	0	0.0
合計	166		178	
回答者数	60		60	

現在のイメージ



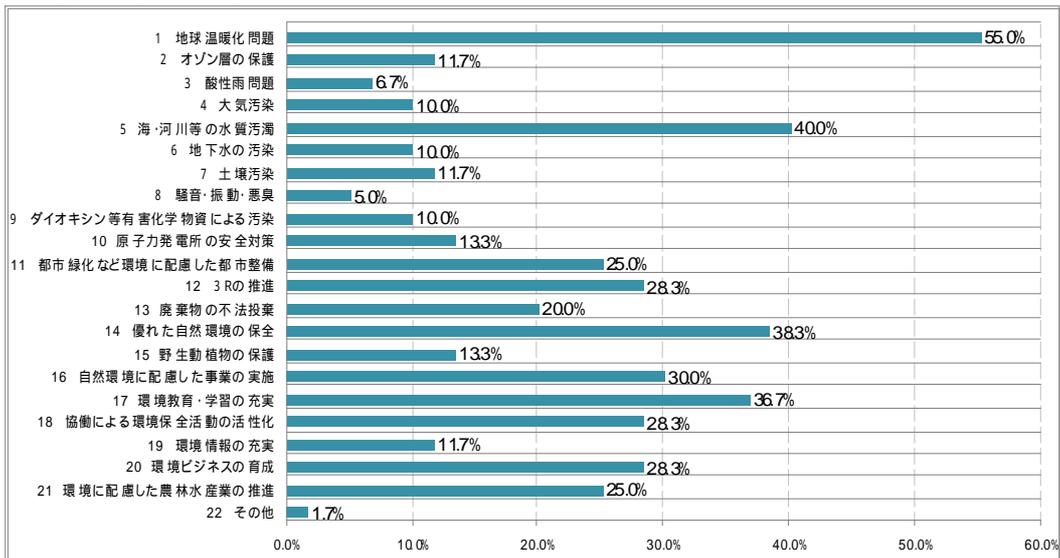
将来のイメージ



現在の愛媛の環境のイメージについては、県民意識調査や環境活動リーダーの調査と同様に、「豊かで美しい海」(56.7%)、「美しい山並み」(55.0%)と答えた人の割合が高くなっています。

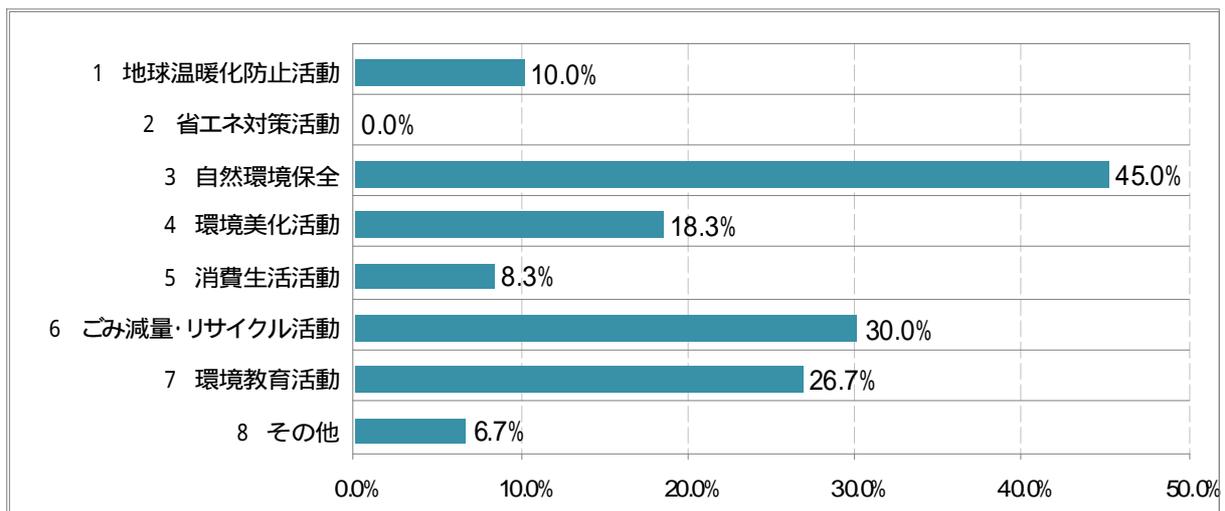
将来の愛媛の環境のイメージについては、「環境保全活動に積極的」と答えた団体が36.7%と最も高く、以下、「環境教育・学習に積極的」が33.3%、「環境に配慮した産業活動が盛ん」が30.0%の順となっています。

環境に関する関心



関心のある環境問題については、県民意識調査等と同様に、「地球温暖化問題」と答えた人の割合が55.0%と特に高く、以下、「海・河川等の水質汚濁」が40.0%、「優れた自然環境の保全」が38.3%、「環境教育・学習の充実」が36.7%の順となっています。

団体の取組分野



環境活動団体の主な活動分野については、「自然環境の保全」と答えた団体が45.0%と最も高く、以下、「ごみの減量・リサイクル活動」が30.0%、「環境教育活動」が26.7%、「環境美化活動」が18.3%の順となっており、愛媛の豊かな自然環境を維持するための活動や身近なごみの減量化などの活動を行っている団体が多くなっています。

市町環境行政取組状況調査 環境基本条例等の制定状況

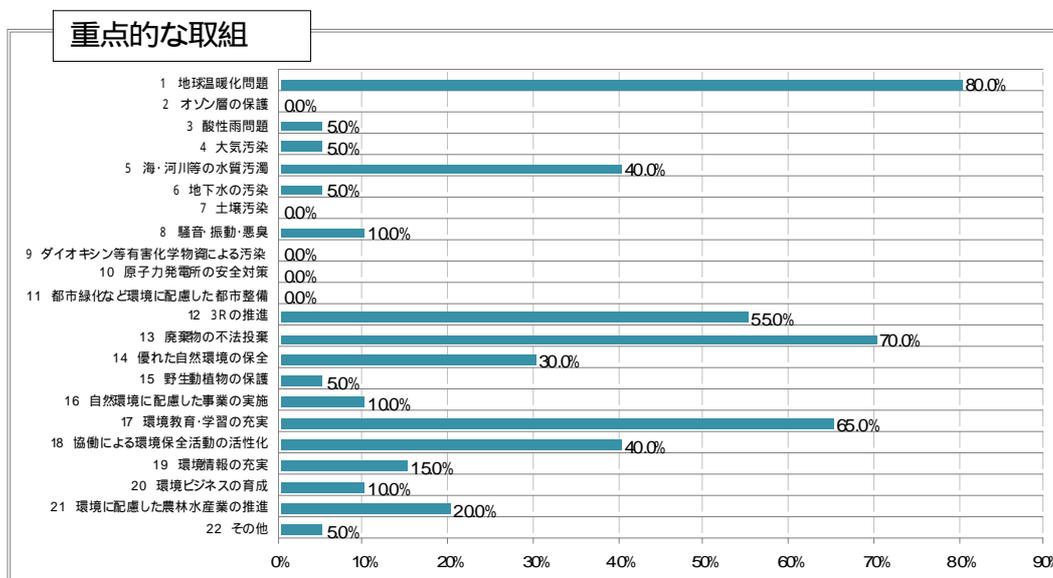
項目	制定している		現在検討中		予定はない	
	回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)
環境基本条例	8	40.0	5	25.0	7	35.0
環境基本計画	9	45.0	6	30.0	5	25.0
地域の環境保全のための条例・計画	11	55.0	4	20.0	5	25.0

県内 20 市町のうち、8 市町（松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、砥部町、内子町、愛南町）においては、環境基本条例がすでに制定されています。

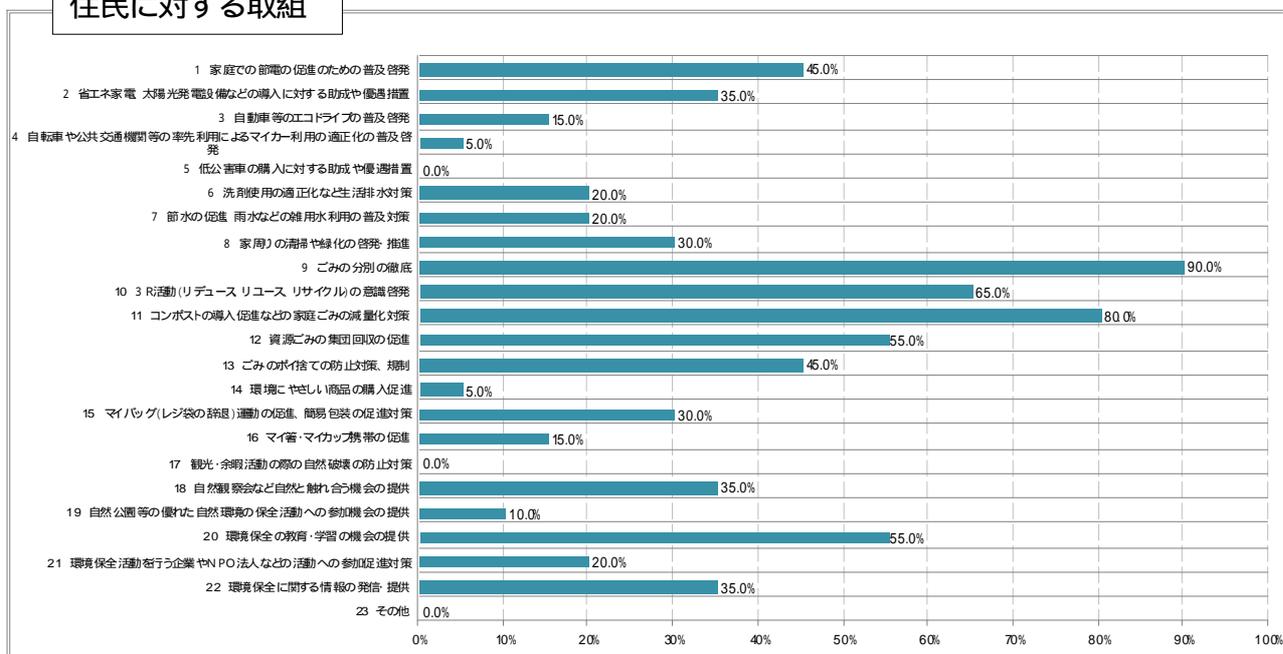
また、環境基本計画については、環境基本条例を制定している市町に東温市を加えた 9 市町において策定されています。

なお、環境基本条例の制定については 5 市町において、また、環境基本計画の策定については 6 市町において、制定等が検討されています。

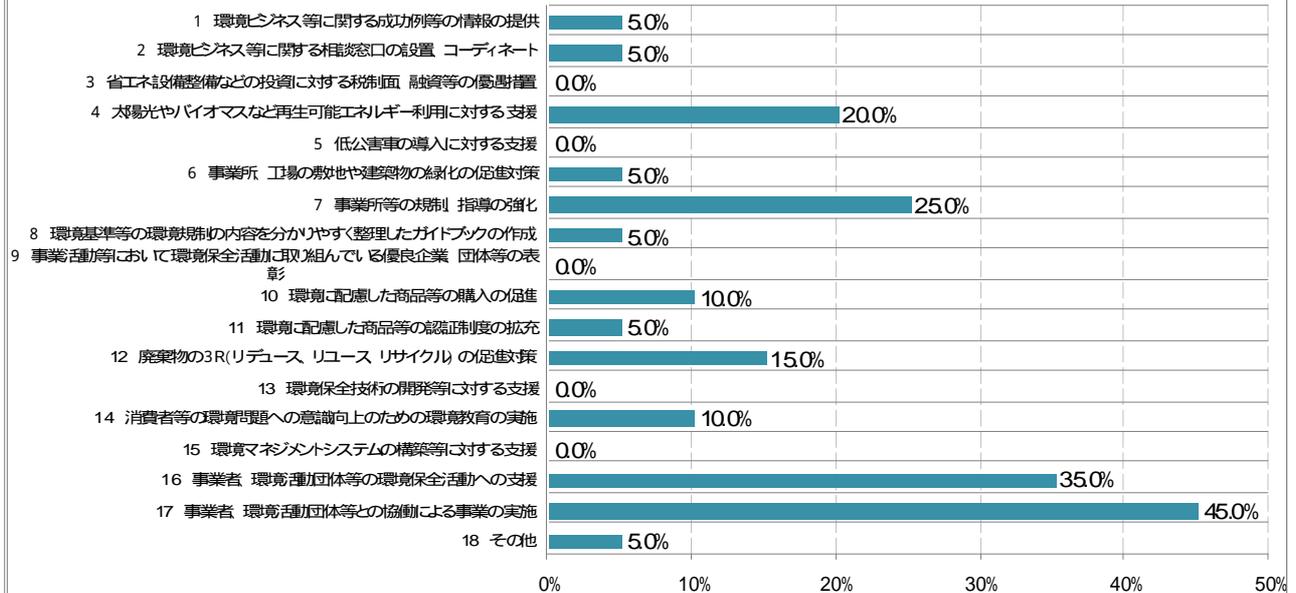
環境保全の取組



住民に対する取組



事業者等に対する取組



県内市町の環境保全の取組に関して、重点的に取り組んでいる環境問題（複数回答可：5つまで）については、「地球環境問題」と答えた市町が16市町となっており、特に関心を持って取り組んでいることがうかがえます。以下、「廃棄物の不法投棄」（14市町）「環境教育・学習の充実」（13市町）「3Rの推進」（11市町）の順となっています。

また、住民に対する取組については、「ごみの分別の徹底」と答えた市町が18市町と最も多く、以下、「コンポストの導入促進などの家庭ごみの減量化対策」（16市町）「3R活動（リデュース、リユース、リサイクル）の意識啓発」（13市町）の順となっており、家庭ごみに関する取組は充実していることがうかがえます。

事業者等に対する取組では、「事業者、環境活動団体等との協働による事業の実施」と答えた市町が9市町、「事業者、環境活動団体等の環境保全活動への支援」が7市町ありますが、全般的に、事業者等に対する取組はあまり実施されていないことがうかがえます。

3 策定の経過・体制

(1) 策定の経過

年月日	事項
平成 21 年 7 月 21 日	環境基本計画及び地球温暖化防止新実行計画庁内検討会議を設置
9 月 9 日	環境基本計画及び地球温暖化防止新実行計画庁内検討会議を開催 ・改定方針、スケジュール等の協議
10 月 23 日	愛媛県環境基本計画（えひめ環境保全指針）の改定について、知事から愛媛県環境審議会へ諮問 愛媛県環境審議会会長から愛媛県環境審議会温暖化対策部会に対し、調査審議を開始するよう指示
11 月 5 日	愛媛県環境審議会温暖化対策部会を開催 ・環境基本計画改定方針、スケジュールの審議
11 月 10 日 ～ 平成 22 年 1 月 15 日	環境に関する県民等意識調査を実施 ・県民、事業者、環境活動リーダー、環境活動団体及び市町を対象に実施
平成 22 年 1 月 6 日	環境基本計画及び地球温暖化防止新実行計画庁内検討会議を開催 ・環境基本計画（素案）の協議
1 月 20 日	愛媛県環境審議会温暖化対策部会を開催 ・環境基本計画（素案）の審議
1 月 22 日 ～ 2 月 4 日	環境基本計画（案）に対するパブリック・コメントの実施 〔ご意見はありませんでした。〕
2 月 12 日	愛媛県環境審議会温暖化対策部会を開催 ・環境基本計画（部会案）の審議、取りまとめ
2 月 24 日	愛媛県環境審議会を開催 ・環境基本計画（最終案）の審議
2 月 26 日	愛媛県環境審議会から知事へ答申 答申を受け、「えひめ環境基本計画」に改定

(2) 検討体制

愛媛県環境審議会委員名簿

(任期：平成20年9月11日～平成22年9月10日)

氏名	職名	備考
石川 和男	松山東雲女子大学名誉教授	
稲田 善紀	愛媛大学名誉教授	温暖化対策部会長
岡崎 節子	J A 愛媛中央会女性組織協議会会長	温暖化対策部会委員
鹿島 愛彦	愛媛大学名誉教授	会長代理
佐藤 晃一	愛媛大学名誉教授	会長
白川 千鶴	愛媛県生活協同組合連合会理事	温暖化対策部会委員
末田 達彦	愛媛大学農学部教授	温暖化対策部会委員
高岡 真由美	社団法人愛媛県猟友会事務局長	
高橋 治郎	愛媛大学教育学部教授	
武岡 英隆	愛媛大学沿岸環境科学研究センター長	温暖化対策部会委員
武部 月美	愛媛県漁協女性部連合会委員	温暖化対策部会委員
田辺 信介	愛媛大学沿岸環境科学研究センター教授	温暖化対策部会委員
鶴見 恵子	えひめ千年の森をつくる会事務局長	
益子 保	財団法人中央温泉研究所所長	
松井 宏光	松山東雲短期大学教授	
渡部 シゲ子	愛媛県薬剤師会副会長	

(50音順、敬称略)

環境基本計画及び地球温暖化防止新実行計画庁内検討会議委員

区 分	職 名	備 考
会 長	愛媛県県民環境部環境局長	
副会長	愛媛県県民環境部環境局環境政策課長	
委 員	愛媛県総務部管理局総務管理課長	
〃	愛媛県企画情報部管理局企画調整課長	
〃	愛媛県県民環境部管理局県民生活課長	
〃	愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課長	
〃	愛媛県県民環境部環境局自然保護課長	
〃	愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課長	
〃	愛媛県経済労働部管理局産業政策課長	
〃	愛媛県農林水産部管理局農政課長	
〃	愛媛県土木部管理局土木管理課技術企画室長	
〃	愛媛県出納局会計課長	
〃	愛媛県東予地方局総務企画部総務県民課長	
〃	愛媛県中予地方局総務企画部総務県民課長	
〃	愛媛県南予地方局総務企画部総務県民課長	
〃	愛媛県公営企業管理局総務課長	
〃	愛媛県人事委員会事務局次長	
〃	愛媛県議会事務局総務課長	
〃	愛媛県監査事務局次長	
〃	愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課長	
〃	愛媛県労働委員会事務局次長	
〃	愛媛県警察本部会計課長	

4 関係条例等

愛媛県環境基本条例

〔平成8年3月19日条例第5号〕

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策（第9条 - 第25条）

第3章 地球環境の保全の推進等（第26条）

附則

私たちのふるさと愛媛は、比類のない美しさを誇る瀬戸内海及び宇和海に面し、西日本最高峰の石鎚山を擁する豊かな自然環境に恵まれており、温暖な気候は、私たちの生活に大きな恩恵を与えている。

私たちは、この健全で恵み豊かな環境の中で、過去から現在へと長い年月を掛けて、生活を営み、産業を興し、特色ある文化をつくり上げてきた。

しかしながら、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした今日の社会経済活動は、私たちに物質的な豊かさをもたらし、生活の利便性を高めた一方で、環境に大きな影響を及ぼしている。増大する環境への負荷は、自然の生態系を破壊し、さらに、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の下、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の県民の権利であり、この環境を守り、育て、及び将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、環境が人類を含めすべての生命の生存基盤であり、限りあるものであることを深く認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な愛媛の実現に、総合的かつ計画的に取り組んでいかなければならない。

ここに、私たちは、互いに協力して、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、更に豊かで快適な環境を積極的に創造することにより、よりよい環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、現在及び将来の世代の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに

人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全是、環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。

3 地球環境の保全是、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が行う環境の保全のための施策を支援するよう努めるものとする。

(市町の責務)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(愛媛県環境白書)

第8条 知事は、毎年、環境の状況及び県が環境の保全に関して講じた施策を明らかにした愛媛県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第9条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、人と自然とが共生できるよう創造されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした潤いと安らぎのある快適な環境が創造されること。

(環境の保全に関する基本的な計画)

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する

基本的な計画を定めなければならない。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、第1項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、愛媛県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 県は、公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(経済的な助成のための措置)

第14条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者に必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第15条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第16条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第17条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第18条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が

自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境監査の普及)

第19条 県は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査の実施の普及に努めるものとする。

(情報の提供)

第20条 県は、第17条の環境の保全に関する教育及び学習の振興、第18条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進並びに前条の環境監査の普及に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第21条 県は、環境の保全に関し、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の調査の実施に努めるとともに、試験研究の体制の整備並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第22条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(県民の意見の反映)

第23条 県は、環境の保全に関する施策に県民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(総合的な推進体制の整備)

第24条 県は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、これを調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 県は、市町との連携及び民間団体等との協働により環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の都道府県との協力)

第25条 県は、環境の保全に関する施策で、県の区域を超えた広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の都道府県と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 地球環境の保全の推進等

第26条 県は、地球環境の保全に資する施策を推進するとともに、県、市町、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための指針を定め、これに基づく行動を促進するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、国及び関係機関と連携し、環境の保全に関する調査及び試験研究、情報の提供その他の地球環境の保全に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(愛媛県環境保全条例の一部改正)

2 愛媛県環境保全条例(昭和48年愛媛県条例第32号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県自然環境保全条例

目次中「第2章 環境保全基本方針(第9条)」を「第2章 削除」に、「第5章 生活環境(第35条-第37条)」を「第5章 削除」に改める。

第4条を削る。

第3条中「環境」を「地形、地質、植生及び野生動物に関する調査その他自然環境」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第4条とする。

第1条及び第2条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
(県等の責務)

第2条 県、市町村、事業者及び県民は、愛媛県環境基本条例(平成8年愛媛県条例第5号)第3条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。
(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

第5条中「環境」を「自然環境」に改める。

第6条から第8条までを次のように改める。

第6条から第8条まで 削除

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第9条 削除

第11条第1項中「環境」を「自然環境」に改める。

第12条第1項中「4人」を「3人」に改める。

第5章を次のように改める。

第5章 削除

第35条から第37条まで 削除

(愛媛県環境保全条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に副会長の職にある者が引き続き副会長の職にある間は、前項の規定による改正後の愛媛県環境保全条例第12条第1項の規定は適用せず、前項の規定による改正前の愛媛県環境保全条例第12条第1項の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成16年12月24日条例第47号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。(後略)

愛媛県環境審議会条例

〔平成6年7月15日条例第18号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第2項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第3項の規定に基づき、環境基本法第43条第1項及び自然環境保全法第51条第1項の審議会その他の合議制の機関として設置される愛媛県環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内で組織する。ただし、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の事務（以下「水質汚濁防止に関する事務」という。）を行う場合にあっては、水質特別委員2人以内を含めるものとする。

(委員及び水質特別委員)

第3条 委員及び水質特別委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他相当と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

(委員及び水質特別委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前2項の規定は、水質特別委員について準用する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員（水質汚濁防止に関する事務を行う場合にあっては、水質特別委員を含む。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員（水質汚濁防止に関する事務に係る事項について調査審議する部会にあっては、水質特別委員を含む。以下この条において同じ。）及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、県民環境部において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。
- 2 愛媛県公害防止条例（昭和44年愛媛県条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第4章 公害対策審議会
第1節 公害対策審議会（第74条 第81条）
第2節 削除

を「第4章 削除」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第74条から第84条まで 削除

附 則（平成10年3月24日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第69号）

この条例は、公布の日から施行する。

愛媛県環境審議会条例施行規則

〔平成12年3月31日規則第17号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県環境審議会条例(平成6年愛媛県条例第18号)第8条第1項及び第10条の規定に基づき、愛媛県環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員等)

第2条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

2 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

3 前2項の規定は水質特別委員について、前項の規定は専門委員について準用する。

(部会の設置等)

第3条 審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、その所掌事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

温暖化対策部会	地球温暖化対策及び環境の保全に関する計画(他の部会の所掌する計画を除く。)に関する事項
化学物質環境保全部会	化学物質等による環境汚染に係る生活環境の保全に関する事項
自然環境部会	自然環境の保全、県立自然公園及び県立都市公園に関する事項
鳥獣保護部会	鳥獣保護及び狩猟に関する事項
温泉部会	温泉に関する事項

2 前項に規定するもののほか、審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

3 部会の委員は、2以上の部会の委員を兼ねることができる。

(部会の会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会の会議は、部会に属する委員(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21条第1項の事務を行う場合にあつては、水質特別委員を含む。次項及び次条において同じ。)の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人)

第5条 審議会及び部会は、調査審議等のため必要があるときは、委員及び専門委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月22日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年8月7日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

環境基本計画及び地球温暖化防止新実行計画庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 本県における環境行政のあるべき方針等を定める環境基本計画の改定及び新たな地球温暖化防止実行計画の策定に当たり、関係課の連携、調整等を円滑に実施するため、環境基本計画及び地球温暖化防止新実行計画庁内検討会議(以下「庁内検討会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 庁内検討会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 環境基本計画の改定に係る検討及び庁内の連絡調整に関すること。
- (2) 地球温暖化防止新実行計画の策定に係る検討及び庁内の連絡調整に関すること。
- (3) その他環境基本計画及び地球温暖化防止新実行計画に関し必要な事項

(構成)

第3条 庁内検討会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、県民環境部環境局長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、県民環境部環境局環境政策課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、庁内検討会議の事務を統轄し、庁内検討会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 庁内検討会議は、会長が必要の都度招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内検討会議の庶務は、県民環境部環境局環境政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

別表(第3条関係)

1	総務部管理局総務管理課長
2	企画情報部管理局企画調整課長
3	県民環境部管理局県民生活課長
4	県民環境部環境局循環型社会推進課長
5	県民環境部環境局自然保護課長
6	保健福祉部管理局保健福祉課長
7	経済労働部管理局産業政策課長
8	農林水産部管理局農政課長
9	土木部管理局土木管理課技術企画室長
10	出納局会計課長
11	東予地方局総務企画部総務県民課長
12	中予地方局総務企画部総務県民課長
13	南予地方局総務企画部総務県民課長
14	公営企業管理局総務課長
15	人事委員会事務局次長
16	議会事務局総務課長
17	監査事務局次長
18	教育委員会事務局管理部教育総務課長
19	労働委員会事務局次長
20	警察本部会計課長

5 施策体系

